

平成 26 年 5 月 20 日 企画財政課

第 2 次白石町総合計画策定の考え方

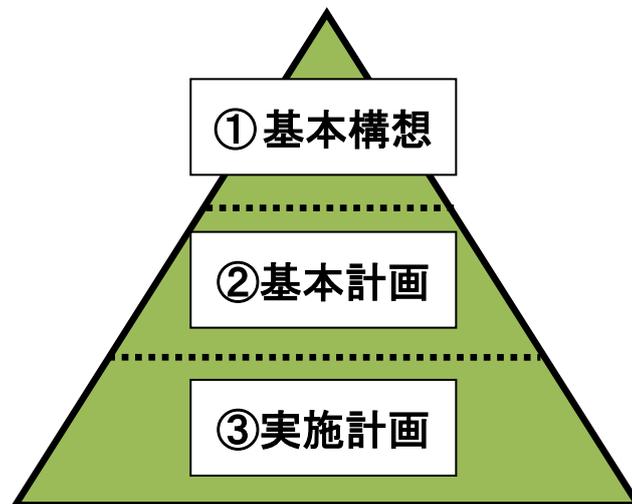
1 地方自治法改正前の総合計画とは

(1) 全国的な状況

昭和 35 年頃から経済成長を背景として市町村においても工業開発を中心とする地域開発への関心が高まり、「総合開発計画」といった性格の計画が策定され始められました。また、昭和 40 年頃には約半数の府県において、市町村が作る総合開発計画の作成要領を作成して、市町村に対して同計画作成の推進・指導が行われていました。昭和 41 年 3 月に旧自治省が、「市町村計画策定方法研究報告」（研究報告）が取りまとめられ、公表されました。

この研究報告の内容を基礎として、昭和 44 年の地方自治法改正により、同法第 2 条第 4 項で、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定され、行政運営の方向性を示すものとして総合計画の策定が義務付けられました。

研究報告では、「基本構想－基本計画－実施計画」の計画体系のうち、その最上位に位置する基本構想の策定が法的に義務付けられたことにより、研究報告の計画体系に沿って市町村計画を策定することになったと考えられており、基本構想の下に、基本計画及び実施計画が策定され、この全体が総合計画と呼ばれています。



- ① 基本構想…行政運営の基本的な理念や方向性、目標を示すもの（住民、議会、市町村が共有すべきもので、議会議決が必要）

※全国的には公共計画として議会議決を必要とする。計画期間は 10 年間が多く、15～30 年間のものもあります。

- ② 基本計画…基本構想に基づき実施する具体的な施策を示すもの（首長の政策を反映させるべきもので、市町村長が策定）

※全国的には行政計画として市町村長が策定し、議会議決は不要。計画期間を、前期 5

年間、後期5年間の計10年が多く、基本構想と同一期間とするものもあります。

③実施計画…基本構想に基づき実施する具体的な事業を示すもの

※全国的には行政計画として市町村長が策定し、計画期間3年間でローリング方式が用いられることが多い。

※ローリング方式とは、長期間で策定される基本構想や基本計画が、社会情勢や法令、財政状況による進捗状況が、当初の計画とのズレることを補完するために、毎年度計画自体を見直すことをいいます。

(2) 本町の状況

平成17年1月の市町村合併後、本町においては、平成17年度に白石町総合計画の策定を行い、平成18年3月に基本構想は平成17年度から起算して平成26年度で10年が経過することから、平成18年度から平成26年度までの9年を計画期間とする基本構想について町議会の議決を受け、同じ計画期間の基本計画と3年間でローリング方式による実施計画を町長が策定しています。

2 地方自治法の改正と最近の状況

(1) 総合計画の策定義務付けの廃止

地方分権改革による「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、平成23年8月1日に改正地方自治法が施行され、基本構想の策定義務に関する規定が削除されました。これは、市町村の計画のあり方自体も市町村の責任や裁量で決定すべきこととされたものです。

しかし、かなりの市町村がその後も総合計画を策定していると言われています。

(2) 総合計画の位置付け

地方自治法の改正により、総合計画の法的根拠及び市町村での位置付けが必要になりました。全国的には引き続き市町村の最上位計画として位置付けられ、議会の議決事件とするため、自治基本条例やまちづくり条例及び総合期計画条例において規定する方法と、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件として議会基本条例などで規定する方法が採られています。ただし、総合計画のどの階層までの議決を必要とするかは、基本構想のみ、基本構想及び基本計画など対応が分かれています。

(3) 本町での議会の議決対応

本町においては、平成23年12月1日に白石町議会基本条例が施行され、その第11条で、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更等とする」とされています。

(4) 先進団体等の策定手法

①多様な計画構造

(ア) 基本構想→基本計画→実施計画の3層制 (従来型)

(イ) (基本構想+基本計画)→実施計画、基本構想→(基本計画+実施計画)の2層制

(ウ) 基本計画のみの1層制(簡素化)

(エ) 基本構想→基本計画→個別計画(実施計画を廃止し、その役割を個別計画に)

②計画期間の首長任期との関連付け(首長の政策やマニフェストの反映=二重性の排除)

③住民参加等(策定段階、進行管理、事業評価)、職員との共同作業

- ・審議会委員

- ・アンケート、意識調査

- ・パブリックコメント

- ・説明会、懇談会

- ・無作為抽出の住民による討議会(ドイツのプラーヌクスツェレ方式)

- ・ワークショップ

- ・タウンミーティング

- ・団体ヒアリング

- ・グループインタビュー

④策定へのプロジェクトチームによる職員参加(時代を担う若手、中堅の登用)

⑤策定過程の公開(審議会等会議録)

⑥定量的な成果目標の設定(進行管理の実効性、客観性向上)

⑦財政計画による裏付け

⑧策定後の行政評価制度による進捗管理

⑨策定後の外部評価による進捗管理

3 現時点での第2次白石町総合計画策定方針（今後変更もありうる）

『基本的に現行計画をベースとして、社会情勢及び法制度の変化、現行計画の検証結果、町民の意見要望並びに町長の政策を反映させて作成するものとします。』

(1) 計画構造

基本構想のような中長期的なビジョンは何らかの形で示すべきなので、従来のおり、基本構想→基本計画→実施計画の3層制とします。

(2) 計画期間

町長任期との連動、時代の変化に対応することを考慮し、基本構想8年間、基本計画8年間（前期4年間＋後期4年間）、実施計画3年間ローリング方式を原則とします。ただし、当面は調整期間として異なる期間とします。

なお、基本構想及び基本計画は状況の変化等により途中見直しもできることとします。

(3) 策定手法

時間及び財政的な制約を考慮し、以下の方法を用います。

- ①町で原案を策定し、審議会に諮問
- ②定期的に町議会へ説明を行う
- ③審議会委員への団体推薦委員及び公募委員の参加
- ④町民アンケート（18歳以上2,000人無作為抽出）
- ⑤小中学生アンケート
- ⑥平成25年度に実施した町長と語る会の意見要望（約1,000件）の反映
- ⑦審議会会議録及び関係資料の町ホームページでの公開
- ⑧基本構想及び基本計画の平成27年3月町議会議決

(4) 策定に当たって留意すべき事項

- ①これからのまちづくりのあり方
 - ・高齢少子人口減少時代のまちづくり
 - ・土地利用
 - ・公共施設の再配置
 - ・普通交付税一本算定移行に伴う行財政規模のスリム化
- ②町民に分かりやすいもの → 平易で簡潔な記載、少ない文量とページ数
- ③基本計画掲載事業の選別（明快性向上のためには掲載事業を減らすべきだが、網羅性の担保や不掲載事業の位置付けや町民への公開が問題。両者のバランス検討が必要）
- ④定量的な成果目標の設定（進行管理の実効性、客観性向上）→基本計画か、実施計画か
- ⑤施策、事業の選択、重点化と優先順位の明確化
- ⑥基本計画と個別計画の関係の明記。総合計画が最上位計画であり、個別の行政分野別の個別計画策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければならないことを記載する。
 - 総合計画策定と個別計画策定（改定）時期を連動させるための調整
- ⑦基本計画又は実施計画掲載事業の予算編成での取扱方法の明確化（優先取り扱いの有無、枠配分と枠外事業）
- ⑧総合計画のための財政計画策定と財政目標の明記